

今後の捕鯨政策について

(国際捕鯨取締条約からの脱退と商業捕鯨の再開)

水産庁・外務省

商業捕鯨に関する我が国の立場

- 鯨類を含むすべての水産資源は、科学的根拠に基づき持続的に利用するべき。
- 鯨の保護の理論を拡大されれば、他の水産資源(マグロ等)にも同様の危機のおそれ。

国際捕鯨委員会 (IWC) の現状

- 鯨類資源の「持続可能な利用」のため、我が国は昭和26年(1951年)に国際捕鯨取締条約を締結し、IWCに加盟。
- 過半数を占める反捕鯨国は、「保護」を優先する政治的立場から、捕獲調査を含むいかなる捕鯨にも反対。
- 平成2年(1990年)までに行う義務とされた商業捕鯨モラトリアムの見直しは現在まで行われず、将来的にも行われる見通しはない。(投票国の3/4の賛成票が必要。)
- 日本は30年以上真摯に交渉。しかし、反捕鯨国の歩み寄りなし。昨年(2018年)9月のIWC総会の議論で、異なる立場の共存の可能性が否定。

⇒現在のIWCでは、「持続可能な利用」と「保護」の両立は、極めて困難であることが明白化。

今後の捕鯨政策

国際捕鯨取締条約から脱退し、以下の方針に基づき、本年(2019年)7月から商業捕鯨を再開。

(昨年(2018年)12月末に脱退を通告。本年(2019年)6月30日に脱退の効力が発生。)

- 本年(2019年)7月に再開する商業捕鯨の対象海域は、我が国の領海・EEZ。

(現行の鯨類科学調査は終了。南極海・南半球では捕獲を行わない。)

- 十分な資源量が確認されている種を対象。(ミンクジラ等)
- 捕獲枠は、IWCで採択された方式により算出される頭数の枠内で設定。
- IWC科学委員会、持続的利用支持国などとの協力を継続。

内閣官房長官談話

平成三十年十二月二十六日

- 一 我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、昭和六十三年以降中断している商業捕鯨を来年七月から再開することとし、国際捕鯨取締条約から脱退することを決定しました。

- 二 我が国は、国際捕鯨委員会（IWC）が、国際捕鯨取締条約の下、鯨類の保存と捕鯨産業の秩序ある発展という二つの役割を持っていることを踏まえ、いわゆる商業捕鯨モラトリアムが決定されて以降、持続可能な商業捕鯨の実施を目指して、三十年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意をもって対話を進め、解決策を模索してきました。

- 三 しかし、鯨類の中には十分な資源量が確認されているものがあるにもかかわらず、保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めようとしない国々からの歩み寄りは見られず、商業捕鯨モラトリアムについても、遅くとも平成二年までに見直しを行うことがIWCの義務とされているにもかかわらず、見直しがなされてきていません。

- 四 さらに、本年九月のIWC総会でも、条約に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的はおよそ顧みられることはなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが、誠に残念ながら明らかとなりました。
この結果、今回の決断に至りました。

五 脱退するとはいえ、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという我が国の考えは変わりません。IWCにオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献する所存です。

六 また、水産資源の持続的な利用という我が国の立場を共有する国々との連携をさらに強化し、このような立場に対する国際社会の支持を拡大していくとともに、IWCが本来の機能を回復するよう取り組んでいきます。

七 脱退の効力が発生する来年七月から我が国が行う商業捕鯨は、我が国の領海及び排他的経済水域に限定し、南極海・南半球では捕獲を行いません。また、国際法に従うとともに、鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います。

八 我が国は、古来、鯨を食料としてばかりでなく様々な用途に利用し、捕鯨に携わることによってそれぞれの地域が支えられ、また、そのことが鯨を利用する文化や生活を築いてきました。

科学的根拠に基づき水産資源を持続的に利用するという考え方が各国に共有され、次の世代に継承されていくことを期待しています。

再開後の捕鯨の姿（案）

平成 31 年 2 月
水 産 庁

科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用の観点から、本年 7 月から再開する商業捕鯨は、当面は、以下のような姿となる。

1. 操業形態

基地や操業の期間について規制は行わず、漁業者が経営上、判断。現時点では以下のように想定。

(1) 沖合操業（母船式捕鯨）

山口県下関市を基地とし、沖合で数ヶ月間にわたり操業。

(2) 沿岸操業（小型捕鯨）

北海道網走市、北海道釧路市、青森県八戸市、宮城県石巻市、千葉県南房総市、和歌山県太地町等を基地とし、基地周辺沿岸での日帰り操業。

2. 対象鯨種

漁業種類（母船式捕鯨・小型捕鯨）ごと・鯨種ごとに捕獲枠を設定することにより、十分な資源が存在することが確認されている以下の鯨種に限定。

(1) 沖合操業：ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ

(2) 沿岸操業：ミンククジラ

（現在行っているツチクジラ等については変更無し）

3. 捕獲枠

漁業種類（母船式捕鯨・小型捕鯨）ごとに、農林水産大臣が、毎年、鯨種ごとの年間の捕獲頭数の上限（＝捕獲枠）を設定した上で、対象鯨種ごとの捕獲枠に達した場合は、それ以降、当該鯨種の捕獲を禁止し、資源管理を徹底。

具体的な捕獲枠は、IWCで採択された方式（100年間捕獲を続けても資源が減少しない水準を維持するもの）で算出された頭数の枠内で設定。

4. 操業水域

指定漁業の許可を行う際に操業水域を我が国領海・EEZと明示するとともに、我が国領海・EEZに限定して捕獲枠を設定する。その中で、具体的な操業水域は、漁業者が経営上、判断。南極海では捕獲を行わない。*

※ 南極海では目視やバイオプシー採取などの非致命的調査は行うが、科学調査を含め捕獲は行わない。

現時点では以下のように想定。

- (1) ミンククジラ：房総半島以北の太平洋沿岸・沖合
網走周辺のオホーツク海沿岸
- (2) ニタリクジラ：四国から三陸沖の太平洋沿岸・沖合
- (3) イワシクジラ：三陸から北海道沖の太平洋沖合

5. 操業時期

操業の時期について規制は行わず、通年操業を可能とし、捕獲枠の範囲内で、漁業者が経営上、判断。

商業捕鯨の操業海域

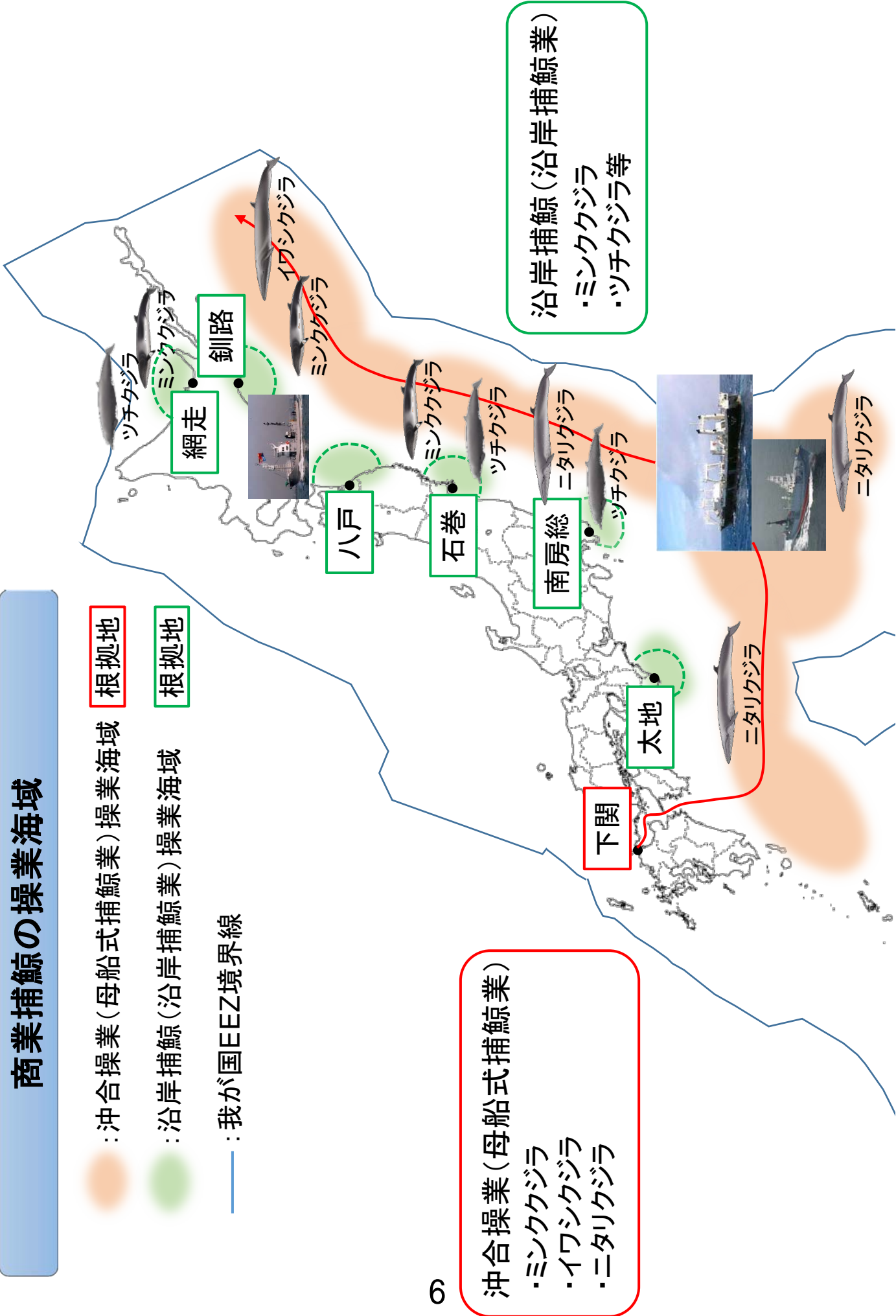
● : 沖合操業(母船式捕鯨業)操業海域

■ 根拠地

● : 沿岸捕鯨(沿岸捕鯨業)操業海域

■ 根拠地

— : 我が国EEZ境界線



沖合操業(母船式捕鯨業)

- ・ミンククジラ
- ・イワシクジラ
- ・ニタリクジラ

沿岸捕鯨(沿岸捕鯨業)

- ・ミンククジラ
- ・ツチクジラ等